

午前 10時31分 開会

(山崎補佐) 定刻となりました。本日は足元のお悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます福岡県都市計画課課長補佐の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

開会前に事務局から御案内いたします。現在、県庁では省エネルギーのための軽装、いわゆるクールビズを実施させていただいております。委員の皆様方におかれましても、御理解、御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

現在21名の委員の皆様が御出席で、当審議会の定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。本日の資料は全部で7点でございます。まず、本日の第222回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げさせていただいておりますが、順に申し上げます。

1点目は、第222回福岡県都市計画審議会議案でございます。なお、事前配付いたしました議案のうち、「椎田都市計画道路の変更（福岡県決定）について」につきましては、築上町から、内容について確認する必要があるとの連絡があったため、今回は付議いたしません。これに伴いまして、以下2件の議案番号について1番ずつ繰り上げておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、付議案件に係る資料としまして、第222回福岡県都市計画審議会委員用図面でございます。A3判の横のものでございます。

3点目は、当日配付の資料といたしまして、諮問事項 福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会の設置についてでございます。

続きまして、当審議会の参考資料としまして、審議会委員名簿、審議会条例、及び配席図の3点でございます。

以上、次第を含めまして、全部で7点でございます。どうぞ御確認をお願いいたします。配付漏れ等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

定足数に達しておりますので、通常でございますと、ここで審議会を開催させていただくのですが、本日は福岡県都市計画審議会条例第2条第1項第1号の規定により、選出されています委員の任期が本年4月18日をもって満了したことに伴いまして、このたび新たに任命されました1号委員8名の皆様を御紹介させていただきたいと存じます。お手元に審議会条例と委員名簿を配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、委員名簿の番号順に御紹介させていただきます。

まず、九州工業大学大学院工学研究院准教授の寺町賢一様でございます。寺町委員は再任でございます。

続きまして、福岡県農業会議会長の藤井重登様です。藤井委員も再任でございますが、本日は欠席との御連絡を頂いております。

続きまして、福岡女子大学国際文理学部教授の山田真知子様でございます。山田委員は新任でございます。

続きまして、弁護士の原田恵美子様です。原田委員も新任でございます。

続きまして、福岡大学法学部教授の武居一正様でございます。

(武居委員) おはようございます。よろしくお願いいたします。

(山崎補佐) 武居委員は再任でございます。

続きまして、一般社団法人九州経済連合会理事・事務局長の平井彰様です。

(平井委員) 平井でございます。よろしくお願いいたします。

(山崎補佐) 平井委員も再任でございます。

続きまして、九州工業大学大学院工学研究院教授の吉武哲信様でございます。吉武委員は新任でございます。

(吉武委員) 吉武です。よろしくお願いいたします。

(山崎補佐) 続きまして、九州大学大学院人間環境学府・工学部建築学科教授の坂井猛様でございます。坂井委員は再任でございます。

(坂井委員) よろしく願いいたします。

(山崎補佐) 以上が、今回、1号委員に御就任いただきました8名の方の御紹介でございます。

このほか、前回の審議会以降、5名の委員の交代がありましたので、あわせて名簿順に御紹介いたします。

福岡財務支局長の長谷川靖様、九州経済産業局長の岸本吉生様、九州運輸局長の竹田浩三様、うきは市長の高木典雄様、福岡市議会議長の森英鷹様。なお、高木委員及び森委員におかれましては、本日欠席との御連絡を頂いております。

現在、本審議会の会長が空席となっておりますことから、御出席の全委員の互選により、新会長を選出していただきたいと思います。本審議会の会長につきましては、お手元に配付しております審議会条例の第4条第1項にありますように、1号委員のうちから委員の選挙によって定めることとされているだけで、選挙の方法については特に定めがございません。

したがいまして、前回到い、委員の皆様から御推薦を得た上で選出したいと存じますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(山崎補佐) ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように進めさせていただきたいと存じます。

早速ですが、どなたか御推薦を願えませんか。

はい、お願いいたします。

(寺町委員) 前回の改選時もそうだったと思うんですが、法律の御専門である5番委員が例年会長をされていたように思いますので、5番委員の武居委員にお願いしたらどうでしょうか。

(山崎補佐) ただいま御推薦をいただきましたが、ほかに御推薦はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(山崎補佐) ほかに御推薦がないようでございますので、寺町委員から御推薦がありました武居委員に会長に就任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(山崎補佐) それでは、どうぞ拍手をもって選任をしていただきたいと思います。

(拍 手)

(山崎補佐) 審議会議長は、福岡県都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっております。

それでは、第222回福岡県都市計画審議会の開催につきまして、武居会長よろしくお願ひします。

(武居会長) ただいま会長に御選任いただきました武居でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで早速でございますが、条例第4条第3項の規定に基づき、会長の職務を代理していただく方を指名する必要があります。会長には法律が専門の私を選出していただいたわけでありましたが、都市計画に関する審議会ですので、会長職務代理者としては、都市計画や土木、建築といった分野の中で8番委員の坂井猛委員を指名させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、坂井委員ということで、坂井委員のほうか

ら一言御挨拶をお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(坂井委員) 会長が何かありましたときは、しっかりお務めいたします。よろしくお願いいたします。

(武居会長) よろしくをお願いいたします。

それでは、この場をもちまして、引き続き第222回福岡県都市計画審議会を招集し、開催させていただきます。

事務局は、傍聴者の方があれば入場させてください。よろしいですか。

それでは、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手されてマイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから御発言くださいませよう、お願いいたします。

なお、本審議会は平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎しむ等、静穏に傍聴いただきますよう、御協力をお願いいたします。また、これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしております。以上が守られない場合、直ちに御退室いただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

さて、本日御審議いただきます議案は、次第に掲載の3議案です。

まず、第3751号議案「田川都市計画道路の変更（福岡県決定）について」でございます。

では、県都市計画課長から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(赤星課長) 福岡県都市計画課長の赤星と申します。よろしくお願いいたします。

議案の説明につきましては、お手元の議案集及び図面、また、前面のスクリーンで御説明させていただきます。

それでは、第3751号議案について御説明いたします。この議案は、田川都市計画道路の変更についてございまして、福岡県決定に係るものでございます。

お手元の議案集は、1ページから5ページまででございます。また、委員用図面の3751-1から3751-3にかけて、総括図、計画図、及び新旧対照図を掲載しております。

それでは、スクリーンを御覧ください。

田川市は、福岡県中心部に位置しており、人口が約5万人の都市であります。市内の中心部を挟むように、一級河川遠賀川水系の彦山川、中元寺川が南北に流れており、鉄道としましては、JR日田彦山線が縦走し、西方向にはJR後藤寺線、東北方向には平成筑豊鉄道が走っております。主要な幹線道路といたしましては、国道201号が横断、国道322号が

縦走しており、田川直方バイパスが北に縦走し、国道322号バイパスが南部を横断しております。

今回、変更を行いますのは、3・4・6号中央団地川宮線と3・4・9号後藤寺東町線でございます。

まず、3・4・6号中央団地川宮線について御説明いたします。

本路線は、3・4・15号伊加利白鳥町線を起点とし、国道201号を終点とする延長約5,810メートル、代表幅員20メートル、2車線の幹線街路として、昭和41年に都市計画決定された路線でございます。今回、3・4・9号後藤寺東町線に接続するまでの約690メートルの区間について、交通量調査等の結果を踏まえ、既決定の道路幅員20メートルを18メートルに変更し、また、3・4・9号後藤寺東町線との接続部に右折車線を設け、あわせて、県道今任原奈良線との接続部に交差点を設ける変更を行うものでございます。

続きまして、3・4・9号後藤寺東町線についてでございます。

本路線は、3・4・6号中央団地川宮線を起点とし、3・4・3号伊田駅鉄砲町線を終点とする延長約4,680メートル、代表幅員16メートル、2車線の幹線街路として、昭和41年に都市計画決定された路線でございます。今回、本路線に右折車線を設置するため、延長約270メートルの区間において、幅員を16メートルから17メートルに拡幅するものでございます。

また、2路線ともに、現況地形との高低差が生じる箇所については、のり面等の設置を計画しております。

なお、今回は計画図のみの変更となっております、お手元の議案集の2ページにあります計画書につきましては、表記の変更はございません。

最後に、手続について御説明いたします。

平成26年2月18日から3月4日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者2名でしたが、公述申出がなかったため、公聴会は中止しております。次に、平成26年5月9日から23日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者は1名でしたが、意見の提出はございませんでした。次に、田川市で意見聴取を行い、意見なしとの回答を頂いております。本日、委員の皆様にご審議していただきまして、御承認いただけましたら、変更の告示を行う予定でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議がございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととして、よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(武居会長) ありがとうございました。それでは、そのように決めます。

それでは、続きまして、第3752号議案「中間都市計画区域区分の変更(福岡県決定)について」でございます。県都市計画課長から説明をお願いします。

(赤星課長) それでは、第3752号議案について御説明させていただきます。

この議案は、中間都市計画区域区分の変更についてでございます。福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集で6ページから9ページまででございます。また、委員用図面の3752-1と3752-2にかけて、総括図・計画図を掲載しております。

それでは、スクリーンを御覧ください。

中間市は、福岡県北部に位置しており、人口は約4万人の都市でございます。今回、市街化区域に編入を行うところは、虫生津地区の1か所でございます。本地区は、隣接する遠賀町との行政界に位置し、工業専用地域と行政界とに囲まれた地区です。

編入する箇所の計画図を示しております。編入部分の現在の土地利用状況につきましては、流域下水道の終末処理場と、民間の建設業の事務所兼作業所が1件、その他約0.3ヘクタールが未利用地となっております。これを市街化区域に編入するものです。

今回の変更内容は、区域区分の変更です。区域区分とは、都市計画法第7条に規定されており、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分するものでございます。

区域区分の見直しの考え方ですけれども、当該地は中間市都市計画マスタープランにおいて、虫生津工業団地西側の市街化区域編入が位置付けられております。また、当該地は虫生津工業団地とおおむね一体的な土地利用がなされており、基盤施設も整っております。したがって、今後の工業機能の維持・向上とともに、適正な規制誘導を図るため、今回、市街化区域へ編入するものです。また、市街化区域編入にあわせて、市において用途地域の変更を行い、隣接する虫生津工業団地と同じ工業専用地域を指定する予定となっております。

最後に、手続・スケジュールについて説明いたします。

今回の手続としましては、まず国などの関係機関との下協議を行い、原案の確定をいたしました。次に、公聴会を開催するため、平成25年8月26日から9月9日までの2週間、原案の閲覧を行いました。公述の申し出がなかったため、公聴会は中止しております。その

後、国土交通省への事前協議を行いました。事前協議終了後、平成26年2月12日から26日までの2週間、案の縦覧を行いました。縦覧者は2名ございましたけれども、意見の提出はございませんでした。次に、中間市への意見聴取を行っておりまして、意見なしの回答を頂いております。本日、委員の皆様にご審議いただき、御承認を頂けましたら、国土交通大臣へ協議を行って、同意を得た後、変更の告示を行うという予定でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議がございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

続きまして、第3753号議案「大牟田市健老町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

大牟田市建築指導課長から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(青木課長) 大牟田市建築指導課の青木でございます。よろしくお願いいたします。

今回、付議させていただきます第3753号議案「大牟田市健老町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

大牟田市では、環境リサイクル産業の創設・育成を目的とした大牟田エコタウン事業を現在進めております。工場が集積し、そのほとんどが工業専用地域になっております健老町の産業団地におきまして、既に様々なリサイクル産業が稼働しております。

今回の議案は、過去に許可を受けて、当該産業団地で稼働しております産業廃棄物の破碎施設に関するものでございます。本施設は、主に廃棄されました小型家電を破碎し、金属やプラスチックを選別した後、資源物として出荷しておりますが、その選別の精度をさらに高めるため、今回、破碎機の増設等を計画されております。計画の実施に当たりましては、建築基準法第51条ただし書に基づく許可を要するため、今回、当審議会に付議させていただきますものでございます。具体的な内容につきましては、担当の方から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(青柳) ここからは、私、青柳の方から説明させていただきます。

それでは、案件の法的位置付について、簡単に御説明させていただきます。

まず、建築基準法第51条の概要ですが、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場、そして本案件も該当する産業廃棄物処理施設などは、都市の機能上なくてはならない施設ですけれども、周辺施設への影響が大きいと、十分な検討を要するものでございます。したがって、これらの施設の建設場所は、原則、都市計画でその位置を決定したものでなければなりません。ただし、都市計画審議会の議を経た上で、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと特定行政庁の許可を得れば、建築することができるという規定も設けております。

今回、付議させていただきます廃棄物処理施設は、廃プラスチック類、瓦れき類及び木くず等の破砕機施設で、その処理能力が所定の基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の許可が必要な施設に該当します。

また、当施設は、産業廃棄物処理法に基づく設置の許可が必要な施設でございますので、施設の内容や管理につきまして、大牟田市の廃棄物対策課により並行して審査されておりました。周辺環境に与える影響の予測結果は、いずれの項目も基準値以下となっております。審査を行っている大牟田市の廃棄物対策課からは、支障なしとの回答を得ています。

また、大牟田市の紛争予防要綱によります公告、閲覧及び地元説明会等がなされておりますが、いずれも意見はありませんでした。さらに、6月に開催されました大牟田市都市計画審議会におきまして本案件を諮問いたしましたところ、議案どおり異存なしとの答申を頂いております。

以上のことから、計画敷地の位置について支障がないと考えております。

それでは、施設の詳細について説明させていただきたいと思っております。議案書の11ページになります。ページの中に枠組みした部分がありますので、そちらを御覧ください。

申請者は、柴田産業株式会社 代表取締役 柴田功治。敷地の位置は、大牟田市健老町447-2ほかでございます。そして、敷地面積は2万5,000平方メートル程度でございます。そして、今回の対象施設は、産業廃棄物破砕処理施設で、破砕の許可対象となっている産業廃棄物は、廃プラスチック類、瓦れき類及び木くずの3品目で、単独の最大処理能力は、それぞれ1日当たり282トン、185トン及び437トンとなっております。

それから、枠組みの下に明記してあります理由ですけれども、建築基準法第51条の趣旨は先ほど御説明したとおりでございます。今回の計画では、許可対象の廃プラスチック類、瓦れき類及び木くずの破砕処理能力がそれぞれ1日当たり6トン、瓦れき類・木くずは100トンを超えるため、許可が必要になるというものです。柴田産業の事業は、先ほども言

いましたけれども、使用済みの電子機器や電化機器等を破碎し、選別した金属、廃プラスチック類、瓦れき類及び木くず等の再資源化を行っておりまして、産業廃棄物の最終処分場の減量を推進することにより、循環型社会の構築に貢献しております。

今回の計画は、申請敷地の南側に位置する場所に平成21年3月23日に、北側に位置する場所に平成24年6月19日に、それぞれ許可を得て、現在稼働している産業廃棄物の破碎処理施設ですけれども、事業の効率の向上を図る上で、2か所の敷地を通路で接続して一体化し、さらには北側の敷地に新たに破碎機を設置するというものです。処理後の廃棄物の受入先のニーズに合わせて、より細かい破碎を目的として、作業効率の向上を図るものです。

次に、図面の3753-1ページを御覧ください。申請地の位置図でございます。

申請地は、図面の赤線で囲った黄色の部分で、大牟田市西部の工業専用地域に位置しております。緑の線は、運搬ルートを示しております。運搬の9割以上は、申請地の東側を南北に走る有明海沿岸道路というルートを利用しております。

続きまして、3753-2ページを御覧ください。付近見取図でございます。

敷地は、緑の線で囲んだ部分の、先ほど青木の方から説明がありましたエコタウンという環境リサイクル産業に特化した区域に位置しており、周辺には工場しかございません。

続きまして、3753-3ページを御覧ください。配置図でございます。

この南側の部分が平成20年度に許可を受けて、既に稼働している部分でございます。そして北側の部分が平成24年度に許可を受けて稼働している部分です。点線で囲われた部分が今回新設する通路の部分でございます。また、図中に表示されている丸の数字がございますけれども、その位置に破碎機がありまして、今回、増設される破碎機が黄色い部分に表示されている④の破碎機です。そして、それぞれの破碎機の処理能力とその合計を左側の表に表示してございます。

続きまして、3753-4ページを御覧ください。主な破碎処理工程数でございます。

柴田産業では、受入れ産業廃棄物を分別しまして、廃棄物に応じた破碎処理を行います。破碎された廃棄物の95%は再利用されています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議がございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととして、よろし

いでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

本日の議案は以上で終わりましたが、既にお手元に配付されておりますように、事務局の方から、審議会の委員の皆様にお諮りしたい点があるということでございます。本諮問に当たりましては、福岡県建築都市部の宮崎技監が、まずは諮問の経緯等について説明を兼ねて御挨拶したいという意向でございますので、宮崎さんよろしく願いいたします。

(宮崎技監) 建築都市部技監の宮崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

審議会の委員の皆様方には、本県の都市計画行政の推進につきまして、日ごろから格別の御協力を頂きまして、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。

今回は、福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会の設置につきまして、当審議会へ諮問いたしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、諮問の背景について説明をさせていただきます。

近年の都市計画やまちづくりをめぐるのは、高齢化の急速な進行、人口減少、都市構造再構築の必要性の高まり、財政制約への対応など数多くの課題があるところでございます。

そういった状況の中、国におきましては居住者の快適な暮らしや持続可能な都市経営が実現されるよう、今年5月21日に都市再生特別措置法の改正を行ったところでございます。

概要を説明いたしますと、市町村が、居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的な計画を作成することになっております。その計画において、福祉、医療、商業等の都市機能を誘導する区域や、居住を誘導し、人口密度を維持する居住誘導区域を定めるとともに、維持、充実を図るべき公共交通網を設定することとなっております。この計画に基づく事業に対して国から支援が行われることとなっております。

また、市町村が作成するこの計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランに即する必要がございます。今後、この都市計画区域マスタープランは、市町村の進めるまちづくりや施策の指針にもなり、効率よく戦略的にまちづくりを進めていく上で、改定が必要と考えているところでございます。

この都市計画区域マスタープランを本審議会でご審議いただくため、事前に専門委員会での検討が必要と考えており、この委員会設置につきまして、皆様方の御意見をお伺いいたしたく、諮問を行いたいと考えているところでございます。どうぞよろしく御審議のほ

どお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。続きまして、諮問の内容につきまして、都市計画課長から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(赤星課長) それでは、私の方から説明させていただきます。

本日、お配りしました「諮問事項」と左上に書いたA4の3枚つづりの資料がございます。内容につきましては、「福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会の設置について」ということで、この委員会の設置についてお諮りするものでございます。

では、諮問事項を読ませていただきます。

都市計画法第77条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会の設置について。平成26年7月7日。福岡県知事 小川洋。

都市計画法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を改定するに当たり、当該事項及び関連する事項についてあらかじめ調査検討するため、福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会を設置する。

それでは、資料を1枚めくっていただきまして、都市計画区域マスタープラン改定の取り組みについて御説明いたします。

平成12年の法改正により、全ての都市計画区域について、県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランを定める必要がございます。この都市計画区域マスタープランですが、法定の都市計画手続を行うことから、その中で関係市町村や住民の意向が十分反映されることになっております。この都市計画区域マスタープランで定めている内容につきましては、都市計画区域における都市計画の目標をはじめ、区域区分の決定の有無や区域区分を定める際の方針、土地利用、都市施設、市街地開発事業など主要な都市計画の決定の方針となっております。下の体系図に表していますように、この都市計画区域マスタープランは、市町村の定める都市計画マスタープランのみでなく、全ての都市計画決定の指針ともなるものです。

では、1枚めくっていただきまして、改定の背景ですが、我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれており、今後は都市全体の構造を見渡しながらか、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりが必要とされているところです。福岡県においても、同様な社会情勢が予測されており、超高齢化社会と人口減少の到来を前提に、都市機能の集積や居住環境の向上など、

コンパクトなまちづくりが急務となっているところです。

次に、改定スケジュールですが、平成26年度に県内の都市計画課題の分析を行い、都市計画区域マスタープランの素案を策定したいと考えております。最終的には、これを都市計画区域マスタープランの改定案として、平成27年度に都市計画審議会に付議しまして、決定していきたいというふうに考えております。この改定案の作成作業につきましては、専門的な観点から十分な検討を重ねる必要がございますので、そのために今回、専門委員会の設置をお諮りするものでございます。

なお、専門委員会の委員につきましては、福岡県都市計画審議会条例第3条第3項の規定によりまして、後日、知事が任命することとなります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議がございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) よろしいですか。ないようでしたら、今、説明にありましたように、手続を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

本日の審議は以上ですが、ここで運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員の指名をさせていただきます。議事録の署名は、7番の吉武委員と8番の坂井委員にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会いたします。ありがとうございます。

午前 11時08分 閉会

以上のとおり、第222回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員